



山形県公報

令和6年6月7日(金)
第509号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 監査委員関係

#### 告示

○包括外部監査事務を補助する者……………653

#### 公告

○令和7年度東北農林専門職大学附属農林大学校入校者の募集……………(農政企画課) ……同  
○特定調達契約に係る落札者の公告……………(教育局) ……654  
○監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……同  
○同……………(同) ……656

#### 正誤

## 監査委員関係

### 告示

#### 山形県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月7日

山形県監査委員 奥 山 誠 治  
山形県監査委員 高 橋 啓 介  
山形県監査委員 松 田 義 彦  
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所  
浅野 和宏 山形市東原町四丁目11番9号  
渡部 淳一 神奈川県川崎市宮前区犬蔵二丁目3番53-5号  
片桐 将人 東京都新宿区西新宿四丁目21番26号 MONT-BLANC西新宿  
木村 悦久 東京都立川市高松町二丁目36番11号  
森園 陽介 東京都中央区勝どき一丁目3番1号 1301号室
- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
令和6年6月17日から令和7年3月31日まで

## 公告

令和7年度東北農林専門職大学附属農林大学校の入校者を次のとおり募集する。

令和6年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集人員  
40名
- 2 応募資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校を卒業した者（令和7年3月に卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者

### 3 応募手続

入校志願書を次の期間内に新庄市大字角沢1366番地 東北農林専門職大学附属農林大学校に提出すること（郵送による提出の場合は、当該期間の末日までの通信日付印があるものに限り有効とする。）。

- (1) 学校推薦型選抜 令和6年10月18日（金）から同月25日（金）まで  
 (2) 一般選抜 令和6年11月18日（月）から同月25日（月）まで

### 4 選考試験

#### (1) 学校推薦型選抜

- イ 期 日 令和6年11月6日（水）  
 ロ 場 所 東北農林専門職大学附属農林大学校  
 ハ 試験科目 小論文及び面接

#### (2) 一般選抜

- イ 期 日 令和6年12月4日（水）  
 ロ 場 所 東北農林専門職大学附属農林大学校  
 ハ 試験科目 数学Ⅰ、生物基礎及び農業と環境の3科目の中から選択した1科目、現代の国語・言語文化（古典を除く。）、小論文並びに面接

### 5 その他

- (1) 東北農林専門職大学附属農林大学校への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、令和7年度東北農林専門職大学附属農林大学校学生募集要項に定めるところによる。  
 (2) 詳細については、東北農林専門職大学附属農林大学校（電話番号0233(22)1528）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

県立学校次期教育システム基盤及び教育情報ネットワーク基本設計業務 一式

#### 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県教育局高校教育課教育デジタル化推進室 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2792

#### 3 落札者を決定した日 令和6年5月13日

#### 4 落札者の名称及び所在地

ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー

#### 5 落札金額 11,000,000円

#### 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

#### 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和6年3月8日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事から、令和6年3月26日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和6年6月7日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 奥 | 山 | 誠 | 治 |
| 山形県監査委員 | 高 | 橋 | 啓 | 介 |
| 山形県監査委員 | 松 | 田 | 義 | 彦 |
| 山形県監査委員 | 海 | 老 | 名 | 信 |
|         |   |   | 乃 |   |

| 監査対象機関       | 指 摘 事 項        | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                                                   |
|--------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北村山高等学校      | 執行管理体制が適切でないもの | <p>支払遅延が生じないように、請求書の受付を事務長が行い、担当者に業務執行を促すとともに、定期支出事務チェックシートの作成・運用により、適切な支出事務の確保を図る。</p> <p>業務に疑義が生じた場合は、審査機関への問い合わせ・確認を徹底する。また、支払遅延防止のための打合せや声掛け等を実施するとともに、内部統制評価シートの活用により、適正な事務の執行を図る。</p> |
| 農業総合研究センター   | 支出事務が適切でないもの   | <p>物品を購入する際には、発注部課の業務主任者はセンター共通の予算差引簿に入力するとともに、業者から納品書及び請求書を徴取したうえで予算差引簿と突合するものとした。その際、業務管理者とダブルチェックを行い、不備等の発生を未然に防いでいく。</p>                                                                |
| 高度技術研究開発センター | 支出事務が適切でないもの   | <p>課内の事務の進捗管理や課員の抱える課題の早期発見・解決のため、支出が予定される経費の支出時期、金額等を各担当が洗い出し記載した一覧表（支出管理表）を作成した。</p> <p>また、これのメンテナンスを定期的に行い、課内回覧し、必要に応じ相互に声かけ等を行うことで、支払い事務の状況を課全体で把握し、進捗管理を行う体制とした。</p>                   |
| 工業技術センター     | 支出事務が適切でないもの   | <p>課内の事務の進捗管理や課員の抱える課題の早期発見・解決のため、支出が予定される経費の支出時期、金額等を各担当が洗い出し記載した一覧表（支出管理表）を作成した。</p> <p>また、これのメンテナンスを定期的に行い、課内回覧し、必要に応じ相互に声かけ等を行うことで、支払い事務の状況を課全体で把握し、進捗管理を行う体制とした。</p>                   |
| 米沢東高等学校      | 執行管理体制が適切でないもの | <p>手当関係のチェックリストを再確認し、ミスの起きやすい内容を共有するとともに、事例の少ない内容は制度所管課への確認を徹底することにより、適正な事務の執行に努める。</p> <p>教職員に対しては、手当の届出が必要となる事実が発生した場合に速やかに連絡するよう、職員会議で周知し、手続き漏れ等の防止を図る。</p>                              |

|          |                                                      |                                                                                                                                                          |
|----------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山形東高等学校  | 支出事務が適切でないもの                                         | 奨学のための給付金の支払いについて、全員の書類が揃ってから処理するのではなく、書類の整った申請者から順次支払手続を進めることにより、速やかな支払いを行う。                                                                            |
| 職員育成センター | 随意契約の要件に該当しないもの                                      | 契約事務手順に係るチェックシートを作成し、契約方法の判断については、積算基礎及び予定価格と地方自治法施行令第167条の2及び山形県財務規則第127条の2を照らし合わせ、複数名で確認できる体制を整備した。                                                    |
| 村山教育事務所  | 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの | 旅費支給に係る独自の「進捗チェック表」を作成し、旅費関係事務担当者が、処理が遅延している職員に早期処理を促す。<br>併せて、毎週の課長会議で旅費支払遅延防止の徹底を促し、各課長が各職員に毎週注意喚起を行うとともに、財務システムのメール機能を利用し、決裁者への催告を行うことにより、支出の遅延防止を図る。 |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事から、令和6年5月7日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和6年6月7日

山形県監査委員 奥 山 誠 治  
 山形県監査委員 高 橋 啓 介  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

| 監査対象機関   | 指 摘 事 項        | 措 置 の 内 容                                                                                        |
|----------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ゆきわり養護学校 | 執行管理体制が適切でないもの | 学校徴収金について、職員会議等で管理職から公金等管理要領等に基づく適正管理の周知、指導を徹底するとともに、管理職による出納簿等の定期的なチェックを確実にすることにより、適正な事務の執行を図る。 |

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤      | 正      |
|-------------|------------|-----|-------|--------|--------|
| 令和 6. 3. 29 | 第490号      | 377 | 下から 7 | 以下」    | 以下「」   |
| 同           | 同          | 385 | 下から 1 | この規則は、 | この規程は、 |